

[自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の 業務特別教育カリキュラム]

<対象者>

自由研削用といしの取替え又は取替え時の試運転の業務従事者

<根拠法令>

労働安全衛生法第59条（安全衛生教育）

労働安全衛生規則第36条1号（特別教育を必要とする業務）

<カリキュラム>

講習 内容	1. 自由研削用研削盤、自由研削用といし、取付け具等に関する知識	2. 0時間
	2. 自由研削用といしの取付け方法及び試運転の方法に関する知識	1. 0時間
	3. 関係法令	1. 0時間
	4. 実技（自由研削用といしの取付け・取扱い方法及び自由研削用といしの試運転方法）	2. 0時間
	合計	6. 0時間